

<h1>議 事 録</h1>		作 成 日	令和4年7月21日(木)
		作 成 者	建設部 上下水道課
会議名	第2回 宮津市公共下水道使用料金等審議会		
開催日時	令和4年7月21日(木) 9:30~11:05	開催場所	宮津市役所 第5会議室
出席委員	岩田 一秀 : 宮津市自治連合協議会 副会長 黒岡 芳子 : 宮津市地域女性の会 会長 井崎 智満 : 宮津地区労働者福祉協議会 会長 今井 一雄 : 宮津商工会議所 会頭 西村 正大 : 宮津天橋立観光旅館協同組合 理事 四蔵 茂雄 : 舞鶴工業高等専門学校 教授 【会長】		

内 容
<p>1 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より開会にあたっての挨拶 <p>2 第1回審議会における委員意見に対する市の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より前回審議会時の質問項目及び追加資料について説明 (資料1「上下水道使用料金表」、資料2「下水道事業特別会計 決算推移」) <p>3 使用料見直しに係る考え方について</p> <p>(資料3「使用料の見直しに係る考え方について」、資料4「宮津市の状況」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より使用料の見直しに係る考え方及び宮津市の状況について説明 <p><質疑></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3「3 使用料体系」の図の従量使用料に水質型とあるがどういうものか。 →排水される水質に応じて、使用料を上乘せるもの。(事務局) ・資料3「費用負担の考え方」に雨水は公費負担とあるが、資料2でいうとどの部分が雨水分となるのか。 →宮津市では雨水分は一般会計で負担しているため、下水道事業特別会計で負担はしていない。費用負担の考え方は一般論であり、宮津市のように汚水と雨水を分けて処理する分流式とは別に汚水と雨水を一緒に流す合流式を採用している市町村もあることから費用負担を明確にしている。雨水分については、将来的には宮津市でも一般会計から繰入を行い下水道事業会計で運営することになる。(事務局) ・現在、宮津市では雨水は一般会計で負担し、資料2の基準外繰入金は汚水処理に係る赤字補てんという理解でよいか。 →お見込みのとおり。雨水は市全域のものであり市が負担、汚水は使用する人から使用料をいただき運営している。(事務局) ・雨水分は料金に入っていないとのことだが、他市町村はどうか。 →他市町村も雨水の分は使用料としてもらっていない。汚水に係る分は使用料を徴収し、雨水分は一

内 容

- 般会計から繰入れている。下水道の歴史の古い市は合流式が多くあり、京都府下で合流式を採用しているところは福知山市と京都市の一部で、全国的に解消しようという動きがある。(事務局)
- 4 今後の収支見通しに基づく使用料見直しの必要性の確認(資料5「今後の収支見直し」)
- ・事務局より今後の収支見直し(ケース別による比較)について説明
- <質疑>
- ・料金改定の22%~27%は、単純に現在の収入に率をかけたものとの理解でよいか。
→お見込みのとおり。料金体系等を変更しているものではない。(事務局)
 - ・資料5の料金改定率でR10にも数字が入っているが、この時期にも料金改定をしなければならないということか。
→料金改定率が低ければR10以降の損益がマイナスになる可能性がある。シミュレーションはR10~R14の5年間で損益がマイナスにならないようR10の料金改定率を設定している。(事務局)
 - ・5年間のシミュレーションで単年度の収支がマイナスとなっているが、マンホールポンプの更新等の影響によるものか。
→マンホールポンプ等の更新はもっと後であり、人口減少等による有収水量の減が大きい。R9に使用料金収入が上がっているのは、し尿汲み取り等も公共下水道に流し、宮津市から使用料を徴収することとしているためである。現在、老朽化が著しいし尿処理施設を建て替えるのではなく下水道希釈投入施設を作ることとしており、この施設から出た汚水を公共下水道に入れて宮津湾流域下水道で処理してもらうことを計画している。その汚水の処理費用として宮津市から下水道使用料金を徴収するものであるが、汲み取りについても人口減少の影響はあるので、使用料金収入は下がっていくと考える。(事務局)
 - ・近隣市町の下水道使用料の考え方や動きはどういう状況か。
→福知山市はH29に料金改定。舞鶴市はR2に10.4%の料金改定。綾部市はH29に料金改定、R2に料金改定の答申を受けているが、実施には至っていない。京丹後市はH26に料金改定で今後は未定。伊根町はH28に減額の料金改定。与謝野町はH29に料金改定、R2に料金改定の答申を受けているが、実施には至っていない。なお、伊根町、与謝野町は公営企業会計には移行していない。(事務局)
 - ・管渠の老朽化などの更新があることは理解したが、減価償却や引当金はないのか。
→減価償却はしている。(事務局)
 - ・京都府の流域下水道維持管理負担金を2億円以上払っているが、もっと安くないのか。
→京都府下に4つの流域下水道があり、宮津市と与謝野町は宮津湾流域下水道で汚水を処理している。他の流域下水道は人口密度が高く、処理量が多いが、宮津湾流域下水道は処理量が少なく、最も採算が取れていない。京都府へ要望もしているが、今でも負担額を減らしてもらっているため、これ以上の減額は難しい。舞鶴市などは単独で処理場を持っており、宮津市も単独で処理場を持った場合、さらに費用がかかる。(事務局)
 - ・し尿の希釈投入施設について、与謝野町と共同でごみ処理場のように新設するとか、与謝野町のし尿処理施設を使用させてもらうとかできないのか。

内 容

→H26 頃から与謝野町と伊根町、京都府と協議をしたが、与謝野町の野田川プラントは余裕がないことと、更新時期がまだ先であることにより、共同化は成立しなかった経過がある。(事務局)

- ・今後、野田川プラントも耐用年数が来る。与謝野町のし尿も受け入れ、収益を得るという考えはあるのか。

→し尿処理施設の建設はハードルが高く慎重に進めていく必要がある中で、与謝野町のみで受け入れられるという議論は難しい。(事務局)

- ・宮津市でし尿の割合はどれくらいか。

→3割がし尿処理である。与謝野町は9割が下水道のため、し尿処理の収益は多くないと考える。また、与謝野町がし尿処理場を改修しても規模が小さいため、折り合いがつかない。なお、希釈投入施設の整備は一般会計で実施するため、シミュレーションに整備費は含まれていない。(事務局)

- ・今後、水道使用料も上がるのであれば、月に20m³使用するとして、上下水道の使用料合計で9,000円くらいになるのではないか。

→下水道料金が27%上がった場合で約3,990円、水道料金が現行のままなら合計で約7,860円となる。水道使用料も改定するならそれ以上となる。(事務局)

<意見>

- ・今のところは最低限の見直しでいいかもしれないが、今後大きな更新需要が見込まれる中で、5年間の収支を見るだけでなく、世代間の公平性の在り方や更新費用増と企業債の償還額の減を相殺できるのかなど、先も見据えた料金設定が必要ではないか。

→経営戦略P17にもあるように、令和25年以降、施設の更新が必要となってくる。ストックマネジメント計画において、施設の予防保全を行い長寿命化による投資の平準化を進めることとしており、できるだけコストを抑え、将来を見据えた料金設定をさせていただきたいと考えている。

(事務局)

- ・収支的に厳しいことは分かるが、公共的な観点では住みやすさや住みにくさは大きなテーマになる。他の地域からすれば、住みにくいまちは魅力がないまちに見えるので、そのあたりも考慮が必要。赤字の垂れ流しはできないし、将来的には下水道の在り方も変わっていくかもしれないが、他の市町とのバランスも考えていく必要がある。

→宮津市の下水道は京都府の宮津湾流域下水道に接続しており、処理費として年間2億円以上の負担金を支払っている。資料4で京都府下の市町村の料金を提示している。宮津市は20m³あたり3,141円の使用料収入をいただいているが、損益は赤字となっている。与謝野町は2,954円で宮津市の料金と差があるものの、与謝野町も宮津市同様、負担金を支払っていることから、一般会計から不足分を繰入れて収支をバランスさせているものとする。また、一般会計からの繰入金を増やすということは、一般会計で使えるお金が減るということもでてくる。(事務局)

- ・与謝野町の状況は理解したが、与謝野町や大宮町で住むといった話を多く聞き残念に思う。魅力のないまちでは将来駄目になる。昨今、特に気になる。

- ・宮津は土地や税金が高く、家を建てるにも規制が厳しいから、若い人は与謝野町で家を建てるという傾向があるのではないか。下水道事業の経営が成り立たないことについては、市民が一緒になって努

内 容

力していかないといけないが、人口減少については、根本的に若い人が住みよいまちになるように考えていく必要がある。

→市全体の課題は別の機会に議論していきたい。建築の規制については宮津市全域が都市計画区域であり、良い街並みや乱開発ができないなど秩序が守られる。一方で建築確認申請などの許認可の手続きが必要となる。与謝野町は旧岩滝町以外で規制はない。(事務局)

- ・地域のメリットとか、多くの人に住んでいただけるとかは重要。しかし、魅力がないまちになる可能性はあるかもしれないが、将来につけを残さないような料金設定が必要と考える。下水道事業が厳しい状況であることは認識できた。他市町村の料金設定方針は気になる。最低でも改定率 22%は結構な金額であるが、必要であれば料金改定はしていかなければならない。
- ・R5 から 10 年間、下水道事業を運営していくためには 27%程度の料金改定が必要という課題がある中で、早く改定するのか先延ばしにするのか、また、物価高騰の考え方や設備更新の工法は現行のまままでよいのかなども踏まえながら考えていかなければならない。
- ・次回の審議会で、宮津市と似たような交流人口が多い自治体の考え方等を示してほしい。

<総括>

- ・算定期間の設定を 5 年間にしたことについて、意見なし。
- ・料金改定の必要性は認識。
- ・次回、料金体系、答申案等について審議。

5 その他

- ・次回の審議会は、9 月開催予定（後日、日程調整）